第９回農業委員会定例会(議事録)

		午前１０時００分
１　日　時		令和８年９月３０日（水）
		午後１０時３０分
２　場　所		竹原市役所３階　大会議室
３　出席農業委員		1 赤坂委員、2 渡橋委員、3 宮崎委員、4 井上委員 5 土居委員、6 石本委員、7 天内委員
	欠席農業委員	元岡推進委員、中岡推進委員
	推進委員	岡田推進委員
４　説明員		中原事務局長、上谷主任
５　審議案件		
	議案第３７号	農地法第３条の規定による許可申請について
	議案第３８号	農地法第５条の規定による許可申請について
	議案第３９号	非農地承認申請について
	議案第４０号	農用地利用集積等促進計画の決定について
	議案第４１号	農地利用最適化推進委員の辞任について
	議案第４２号	農地利用最適化推進委員の委嘱について
	報告第１４号	農地法第３条の３第１項の規定による届出について

議　長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和８年第９回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、４番井上委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、元岡推進委員、中岡推進委員です。 それでは、日程第１、議案第３７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 １番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の１ページ、参考資料の１ページをご覧ください。 １番の申請地は、東野町〇〇の１筆、地目は田、面積は 99 ㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北へ約 310m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第２、議案第３８号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 １番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の２ページ、参考資料の２ページをご覧ください。 １番の申請地は、西野町〇〇、〇〇の計２筆、地目は田２筆、面積は計 1,754 ㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った井上委員から補足説明をお願いします。

井上 農業委員	申請地は、荘野小学校から南へ約 150m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第３、議案第３９号「非農地承認申請について」を議題といたします。１番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の 3 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 １番の申請地は、仁賀町〇〇の１筆、地目は田、面積は 150 ㎡です。 平成 15 年頃に地元の要望により集会所を建築後は宅地として利用し、以降は農地として利用されていません。 説明は以上です
議　長	現地確認を行った井上委員から補足説明をお願いします。
井上 農業委員	申請地は梅王館から西へ約 25m付近にあります。 現地確認時、現況は集会所でした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして２番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の 3 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 ２番の申請地は、吉名町〇〇の１筆、地目は畑、面積は 96 ㎡です。 平成 14 年頃に倉庫を建築後は宅地として利用し、以降は農地として利用されていません。 説明は以上です

議　長	現地確認を行った井上委員から補足説明をお願いします。
井上 農業委員	申請地は、吉名学園から南へ約 1.4 ㎞付近にあります。 現地確認時、現況は倉庫でした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第４、議案第４０号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の 4 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地集積等促進計画の決定について」となっております。 今回、利用権設定の利用申出があった案件の面積は計 2,228 ㎡、 対象人員は、貸し手が 1 人、借り手が 1 人です。 本議案が可決の場合、令和 8 年 9 月 30 日付けで、決定いたします。 詳細につきましては、参考資料 5 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議　長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議　長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第５、議案第４１号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局　長	農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）の辞任について説明します。 議案の５ページ、参考資料の６ページをご覧ください。 吉名地区を担当する　諏訪正司　推進委員から、８月 31 日付で一身上の都合を理由として退職願が提出されました。農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、推進委員の辞任について農業委員会の同意を求めます。 説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議　長	ないようですので、辞任について同意することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議　長	異議なしと認めます。よって本件を同意することに決定いたします。 続きまして、日程第６、議案第４２号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局　長	推進委員の委嘱について説明します。 議案の６ページ、参考資料の７ページをご覧ください。 諏訪正司　さんから、新しい推進委員として元矢和司さんが推薦されました。元矢さんはＪＡ職員として営農指導をされた経歴があり、現在は専業農家をしながら農業振興区長を務め地域農業の維持・発展に寄与しています。 農業委員会等に関する法律第 17 条第１項の規定により、農業委員会は農業の識見を有する者から推進委員を委嘱しなければならないため、元矢さんへの推進委員の委嘱について農業委員会の承認を求めます。 説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議　長	ないようですので、元矢和司さんを推進委員として委嘱することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。

議　長	異議なしと認めます。よって元矢和司さんを推進委員として委嘱することに決定いたします。 続きまして、次に日程第７、報告第１４号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の７ページ、参考資料の 8～11 ページをご覧ください。 令和８年８月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 7 件、筆数は田 26 筆、畑 30 筆の計 56 筆、面積は計 28,247 ㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 8～11 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議　長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	（一般報告や協議事項等）
議　長	以上をもちまして、令和８年第９回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年９月３０日

議　　長　　宮崎　信之

署名委員　　井上　美津子